

児童自立支援施設整備事業について

1 児童自立支援施設とは

- ・児童福祉法第 44 条に規定された児童福祉施設で、非行や家庭環境などに問題を抱える児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援するための施設で、退所した児童の相談などの援助も行う。
- ・入所対象は主に中学生だが、小学校高学年の子どもが入所することもある。
- ・法令により、都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられている。

＊政令指定都市は 4 市(名古屋市、神戸市、横浜市、大阪市)のみ設置

2 これまでの経過

- ・平成 17 年 5 月、政令指定都市移行に際し「堺市の政令指定都市移行に係る事務移譲等に関する確認書」を大阪府と交わし、同確認書の項目の一つとして、堺市が平成 22 年度までに児童自立支援施設を整備することを確認
- ・平成 18 年 4 月、同確認書に基づき、「児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約」を交わし、平成 23 年度以降は 1 年単位で延長
- ・平成 23 年 3 月、堺市マスタープランに本施設の整備を位置づける。
- ・平成 30 年第 1 回市議会で土地の買い入れについて、全会一致により同意（平成 30 年 3 月 28 日：土地売買契約成立）
- ・平成 31 年 1 月、「堺市立児童自立支援施設基本計画」を策定
- ・令和元年 6 月 10 日、永藤市長就任
- ・令和元年 6 月 18 日、永藤市長と吉村知事が協議し、府として事務委託に向けて検討する意向が示される。
- ・令和元年 8 月 22 日、市長会見で施設整備の中断を表明
- ・令和 2 年 3 月 10 日、大阪府から文化財試掘調査の結果、施設整備を進めることが可能であることが報告される。
- ・令和 2 年 3 月 31 日、大阪府に府立修徳学院への事務委託継続に係る協議を依頼
- ・令和 3 年 1 月 21 日、大阪府と府立修徳学院における事務委託継続に係る合意書を締結
- ・令和 3 年 3 月 15 日、堺市議会にて、「議案第 1 号令和 3 年度堺市一般会計予算に対する付帯決議案」が可決
- ・令和 3 年 5 月 28 日、「堺市立児童自立支援施設基本計画」の中止を決定（公表）

3 現状

- ・現在、大阪府と、府立施設の寮舎等の整備費用及び開所（令和 6 年 4 月予定）後の運営費用をはじめ、府立施設での体制確保等について協議を行っている。